

おいらせ町

第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年4月

おいらせ町

目次

第1章 計画の概要

第1項	計画の位置づけと計画期間	1
第2項	基本方針	1

第2章 成果目標

第1項	福祉施設入所者の地域生活への移行	4
第2項	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	4
第3項	地域生活支援拠点等の整備	4
第4項	福祉施設から一般就労への移行等	5
第5項	障がい児支援の提供体制の整備等	5
第6項	相談支援体制の充実・強化等	5
第7項	障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	5

第3章 障がい福祉サービス利用の見込量と確保策

第1項	見込量の考え方と確保策	6
第2項	自立支援給付	6
第3項	障がい児通所給付等	9
第4項	地域生活支援事業	11

第4章 円滑な推進に向けた方策

「障害」の「害」の表記について

本町では、「障害」の「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や固有名詞等を除き、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」が混在することとなっております。

第1章 計画の概要

第1項 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、市町村が国の基本指針に即して障がい福祉サービスの提供体制の確保及び見込量等について定める計画です。

また、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する「おいらせ町地域福祉計画」及び障害者基本法第11条の規定に基づいて策定する「おいらせ町障がい者基本計画」の実施計画的な位置づけとされており、これらの計画との整合性を図りながら策定しています。

さらに、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障がい児福祉計画」の策定についても義務付けられたことから、障がい福祉計画と一体的に策定するものです。

(2) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者基本計画	第1期				第2期					見直し				
障がい福祉計画	第3期	第4期			第5期			第6期			…			
障がい児福祉計画					第1期			第2期			…			

第2項 基本方針

全ての障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）が可能な限りその身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、「社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を旨とする基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して計画の推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参

加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

町を基本とした身近な実施主体により、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等に係るサービスの充実を図り、県の適切な支援を通じて、当町の障がい福祉サービスについて近隣市町村と大きな格差が生じないように努めます。

(3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、障がい児支援について近隣市町村と大きな格差が生じないように努めることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、関係者と協力して、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえて、障がい者の地域における社会参加を促進するように努めます。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進するための協議を進めます。

第2章 成果目標

国の指針を参考に、令和5年度末を目標とし、次の項目ごとに目標を設定します。

第1項 福祉施設入所者の地域生活への移行

当町における令和元年度末の施設入所者と比較した、施設入所者数の削減については、1人、地域生活に移行する人数については、4人を目標に設定します。

「施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数（A）	43人	令和元年度末時点
計画目標年度の入所者数（B）	42人	令和5年度末時点
入所者数の削減目標	1人 (2.4%)	A－Bの人数 既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標割合は1.6%以上)
計画期間内に入所から地域生活へ移行する人数の目標	4人 (9.3%)	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、一般住居等へ移行する人数 (国の目標割合は6%以上)

第2項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができる体制について検討します。

第3項 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能を整備していくかについて、利用者のニーズや障がい福祉サービス事業所の整備状況などを適切に把握し、地域生活支援拠点等の体制づくりについて、広域での整備を検討し、整備後は、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討します。

第4項 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業等を通じた「福祉施設を利用している障がい者等の一般就労移行者数」を令和5年度までに令和元年度実績の1.27倍以上、「就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数」を、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上、概ね1.23倍以上とすることを目標として設定しています。

また、障がい者の一般就労の定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、「就労定着支援事業の利用者数」を全体の7割以上、就労定着支援事業所のうち、「就労定着率8割以上の事業所」を全体の7割以上とすることを目標として設定しています。

第5項 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の発達段階に応じて、適時適切な療育や支援が受けられるよう児童発達支援センターの広域での設置検討や保育所等訪問支援の利用体制の構築、重症心身障がい児にも対応できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保に努めます。また、医療的ケア児支援の協議の場を広域で設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

第6項 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、広域において、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

第7項 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、令和5年度末までに、担当職員は、研修等により障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく体制の構築に努めます。

第3章 障がい福祉サービス利用の見込量と確保策

第1項 見込量の考え方と確保策

計画期間の各年度における障がい福祉サービス及び相談支援、障がい児通所支援、地域生活支援事業の見込みについては、令和元年度のサービス提供実績のほか、国が示した基本指針及び県障害福祉計画等を踏まえ、これらを基礎データとして当町の障がい者を取り巻く状況等を勘案しながら、1月当たりの支給量を見込んでいます。

確保策については、必要とするサービスを自ら主体的に選択することができるよう、サービス事業所の意向を尊重しながら、助言や情報提供等を行い、民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、サービス提供基盤の確保に努めます。

第2項 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

■居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	肢体不自由者で介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に困難がある方に、外出時に移動の援護や情報提供などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方に、外出時などにおける危険を伴う行動を予防または回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■サービス利用者数及び量の実績・見込み

(月平均時間×利用者数)

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込 み量推計の考え方
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度ががい害者等包括支援	15人 240時間	16人 232時間	17人 235時間	18人 255時間	19人 285時間	20人 300時間	月平均15時間

利用時間数を見込むサービスについては、令和元年度末の利用実績で1人当たり月平均利用時間数を利用人数に掛けて算出しています。

■確保のための方策

町内及び周辺市町村の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	サービスの内容
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する方が病気の場合などに、施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス利用者数及び量の実績・見込み

（月平均利用日数×利用者数）

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込み 量推計の考え方
生活介護	52人 1,033人日	50人 974人日	54人 1,050人日	54人 1,050人日	55人 1,100人日	55人 1,100人日	月平均20日
自立訓練（機能訓練）	1人 7人日	3人 35人日	3人 35人日	3人 36人日	3人 36人日	3人 36人日	月平均12日
自立訓練（生活訓練）	2人 43人日	1人 22人日	3人 50人日	4人 92人日	4人 92人日	4人 92人日	月平均12日
就労移行支援	4人 46人日	3人 38人日	5人 55人日	5人 55人日	5人 55人日	5人 55人日	月平均11日
就労継続支援A型	5人 96人日	7人 147人日	7人 150人日	7人 154人日	7人 154人日	7人 154人日	月平均22日
就労継続支援B型	81人 1,495人日	85人 1,618人日	85人 1,620人日	88人 1,760人日	89人 1,780人日	90人 1,800人日	月平均20日

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込み 量推計の考え方
就労定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人	
療養介護	7人	7人	6人	6人	6人	6人	
短期入所（福祉型）	3人 45人日	2人 14人日	2人 15人日	3人 21人日	3人 21人日	3人 21人日	月平均7日
短期入所（医療型）	0人 0人日	1人 31人日	1人 31人日	1人 30人日	1人 30人日	1人 30人日	月平均30日

利用日数（人日／月）を見込むサービスについては、各サービスの月平均利用日数に利用者数見込みを乗じて算出し見込んでいます。

■確保のための方策

施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供等を行いながら利用者が自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

また、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

（3）居住系サービス

■自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から1人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に、定期的な巡回訪問などにより生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス利用者数の実績・見込み

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込み 量推計の考え方
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
共同生活援助	21人	20人	21人	22人	23人	24人	
施設入所支援	43人	40人	41人	41人	41人	42人	

県障害福祉計画の「基本的目標を達成するための具体的な施策と見込量」の考え方を基に算出し見込んでいます。

■確保のための方策

施設入所支援については、経過措置を利用する施設の意向に配慮しつつ、必要な障がい者等が利用できるよう町内及び周辺市町村の事業者と連携しサービス提供事業者の確保に努めます。

また、入所施設から地域生活への移行を希望する障がい者等の受け皿として共同生活援助（グループホーム）の整備については、関係機関と連携しながら、需要に応じて、事業者への働きかけを行います。

(4) 相談支援サービス

■計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	福祉サービスを受ける障がい者に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所、入院している精神障がい者が、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身で生活する障がい者の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。

■サービス利用者数の実績・見込み

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込 み量推計の考え方
計画相談支援	15人	23人	23人	23人	25人	25人	
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
地域定着支援	0人	1人	1人	1人	1人	1人	

県障害福祉計画の「基本的目標を達成するための具体的な施策と見込量」の考え方を基に算出し見込んでいます。

■確保のための方策

支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう相談支援事業者と連携し、新たな相談支援専門員の人材確保に努め、また、新規事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。

また、地域移行支援や地域定着支援のサービス内容等について、事業者と情報連携をし、サービスの活用促進に努めます。

第3項 障害児通所給付等

(1) 障がい児通所・障がい児相談支援サービス

■児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

サービス名	サービスの内容
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの発達支援を行います。
障害児相談支援	福祉サービスを受ける障がい児に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。

■サービス利用者数及び量の実績・見込み

(月平均利用日数×利用者数)

サービス名	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 推計	R3年度 推計	R4年度 推計	R5年度 推計	第6期計画の見込み 量推計の考え方
児童発達支援	11人 113人日	15人 138人日	12人 120人日	13人 130人日	13人 130人日	14人 140人日	月平均10日
医療型児童発達支援	3人 25人日	4人 19人日	4人 20人日	4人 20人日	4人 20人日	4人 20人日	月平均5日
放課後等デイサービス	39人 537人日	35人 518人日	41人 540人日	42人 546人日	43人 559人日	45人 585人日	月平均13日
保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 2人日	1人 2人日	月平均2日
居宅訪問型児童 発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 5人日	1人 5人日	月平均5日
障がい児相談支援	1人	12人	15人	16人	17人	18人	
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人	

県障害福祉計画の「基本的目標を達成するための具体的な施策と見込量」の考え方を基に算出し見込んでいます。

利用日数(人日/月)を見込むサービスについては、各サービスの月平均利用日数に利用者数見込みを乗じて算出し見込んでいます。

■確保のための方策

療育が必要な児童を的確に把握し、保護者等が子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

広域での医療的ケア児に対する協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

第4項 地域生活支援事業

(1) 相談支援サービス

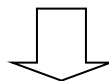
■障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する諸般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行いません。

■サービス実施箇所数及び利用件数

(委託箇所数、事業実施有無)

サービス名	H30年度		R1年度		R2年度		実施方法
	実施箇所数	実利用件数	実施箇所数	実利用件数	実施見込箇所数	実利用見込件数	
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	5		5		5		業務委託
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有		有		有		業務委託
③住宅入居等支援事業	無		無		無		直営



サービス名	R3年度		R4年度		R5年度		実施方法
	実施見込箇所数	実利用見込件数	実施見込箇所数	実利用見込件数	実施見込箇所数	実利用見込件数	
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	5		5		5		業務委託
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有		有		有		業務委託
③住宅入居等支援事業	無		無		無		直営

令和元年度末の利用実績をもとに、事業実施の有無について見込んでいます。

■確保のための方策

障がい特性に応じた指定相談支援事業者に委託することで、障がい者等に対応できるような相談体制の確立に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

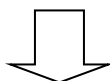
(2) 成年後見制度利用支援サービス

■成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。

■サービス利用者数の実績・見込み

サービス名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	実施方法
	実利用者数	実利用者数	実利用見込者数	
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	直営



サービス名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	実施方法
	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数	
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	直営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数について見込んでいます。

■確保のための方策

関係機関との連携を強化し、対象者の把握、制度の普及・啓発に努め、保護・援助が必要な知的障がい者、精神障がい者に対して、制度の利用を支援していきます。

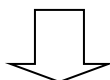
(3) 意思疎通支援サービス

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業

サービス名	サービスの内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■サービス利用件数の実績・見込み

サービス名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	実施方法
	実利用件数	実利用件数	実利用見込件数	
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	22	13	14	業務委託



サービス名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	実施方法
	実利用見込件数	実利用見込件数	実利用見込件数	
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	20	20	20	業務委託

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用件数の増加等を勘案しながら、利用件数について見込んでいます。

■確保のための方策

県ろうあ協会に委託することにより、提供体制を確保します。

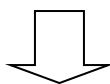
(4) 日常生活用具給付等事業サービス

■日常生活用具給付等事業

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

■サービス利用件数の実績・見込み

用具の種類	H30 年度	R1 年度	R2 年度	実施方法
	実利用件数	実利用件数	実利用見込件数	
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	0	0	3	直営
②自立生活支援用具	0	2	5	直営
③在宅療養等支援用具	1	1	2	直営
④情報・意思疎通支援用具	0	2	1	直営
⑤排泄管理支援用具	522	622	650	直営
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	2	直営



用具の種類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	実施方法
	実利用見込件数	実利用見込件数	実利用見込件数	
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	2	2	2	直営
②自立生活支援用具	4	4	4	直営
③在宅療養等支援用具	5	5	5	直営
④情報・意思疎通支援用具	2	2	2	直営
⑤排泄管理支援用具	680	700	720	直営
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	直営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用件数の増加等を勘案しながら、利用件数について見込んでいます。

■確保のための方策

過去の給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

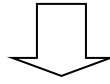
(5) 手話奉仕員養成研修事業サービス

■手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成 研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する者を養成します。

■サービス利用者数の実績・見込み

サービス名	H30 年度		R1 年度		R2 年度		実施方法
	実利用者数	実利用件数	実利用者数	実利用件数	実利用見込者数	実利用見込件数	
手話奉仕員養成研修事業	0	2	2	2	1	1	共同実施



サービス名	R3 年度		R4 年度		R5 年度		実施方法
	実利用見込者数	実利用見込件数	実利用見込者数	実利用見込件数	実利用見込者数	実利用見込件数	
手話奉仕員養成研修事業	2	2	2	2	2	2	共同実施

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数について見込んでいます。

■確保のための方策

三沢市、六戸町、六ヶ所村と共同開催することで、広域的に聴覚障がい者の日常生活及び社会生活の利便性を確保できるように努めます。

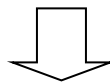
(6) 移動支援サービス

■移動支援事業

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促します。

■サービス利用者数及び量の実績・見込み

サービス名	H30 年度		R1 年度		R2 年度		実施方法
	実利用者数	実利用時間数	実利用者数	実利用時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	
移動支援事業	1	24	1	88	1	35	直営



サービス名	R3 年度		R4 年度		R5 年度		実施方法
	実利用見込者数	実利用見込時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	
移動支援事業	1	50	1	70	1	80	直営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数及び利用時間について見込んでいます。

■確保のための方策

これまで実施してきた事業の委託先に対し、今後もサービス提供事業者として指定していくことで提供体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

■地域活動支援センター機能強化事業

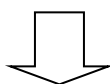
サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター 機能強化事業	障がい者等を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の基礎的事業並びに基礎的事業の機能を強化するその他の事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

地域活動支援センター機能強化事業の類型と実施事業

類型	主な事業内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 ただし、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者等に対し、機能訓練・社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障がい者等のための援護対策として、障がい者等を通所させて作業訓練及び生活訓練を実施します。

■サービス実施箇所数及び利用者数の実績・見込み

サービス名	H30 年度		R1 年度		R2 年度		実施方法
	実施 箇所数	実利用 者数	実施 箇所数	実利用 者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	
地域活動支援センター 機能強化事業	4	16	4	16	4	16	業務委託



サービス名	R3 年度		R4 年度		R5 年度		実施方法
	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	
地域活動支援センター 機能強化事業	4	16	4	16	4	16	業務委託

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数について見込んでいます。

■確保のための方策

三沢市、八戸市、十和田市と連携しながら、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

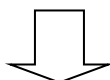
(8) 福祉ホーム運営事業

■福祉ホーム運営事業

サービス名	サービスの内容
福祉ホーム運営事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室、その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。福祉ホームがある十和田市と協定を結び、利用者数に応じた運営事業費を負担します。

■サービス実施箇所数及び利用者数の実績・見込み

サービス名	H30 年度		R1 年度		R2 年度		実施方法
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
福祉ホーム運営事業	1	2	1	2	1	2	共同運営



サービス名	R3 年度		R4 年度		R5 年度		実施方法
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
福祉ホーム運営事業	1	2	1	2	1	2	共同運営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用者の増加等を勘案しながら、利用者数について見込んでいます。

■確保のための方策

これまで実施してきた共同運営を、今後も継続していくことで提供体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

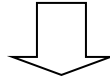
(9) 日中一時支援事業

■日中一時支援事業

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。町が指定した日中一時支援事業所と利用決定を受けた者が契約締結し実施します。

■サービス利用者数及び量の実績・見込み

サービス名	H30 年度		R1 年度		R2 年度		実施方法
	実利用者数	実利用時間数	実利用者数	実利用時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	
日中一時支援事業	7	1,020	6	906	4	768	直営



サービス名	R3 年度		R4 年度		R5 年度		実施方法
	実利用見込者数	実利用見込時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	実利用見込者数	実利用見込時間数	
日中一時支援事業	4	800	4	900	4	950	直営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス対象者の増加等を勘案しながら、利用者数及び利用時間数について見込んでいます。

■確保のための方策

これまで実施してきた事業の委託先に対し、今後もサービス提供事業者として指定していくことで提供体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

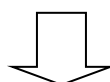
(10) 自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業

■自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業

サービス名	サービスの内容
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち、自動車運転免許を取得し、取得日から 6 ヶ月を経過していない者で、就労等社会参加が見込まれる者に運転免許取得に要する経費の 3 分の 2 (上限 10 万円) を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳を受けている者のうち、自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、就労等社会参加が見込まれる者に改造に直接要する経費 (上限 10 万円) を助成します。(所得制限あり)

■サービス利用件数の実績・見込み

サービス名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	実施方法
	実利用件数	実利用件数	実利用見込件数	
自動車運転免許取得・改造助成事業	2	3	2	直営



サービス名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	実施方法
	実利用見込件数	実利用見込件数	実利用見込件数	
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	3	3	3	直営

令和元年度末の利用実績をもとに、サービス利用件数の増加等を勘案しながら、利用件数について見込んでいます。

■確保のための方策

事業の情報提供を行い、事業の利用を支援していきます。

(11) その他の事業

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、自立支援協議会を設置します。

自立支援協議会の主な機能と構成

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること ○困難事例への対応のあり方に関すること ○地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること ○障がい者計画に関する事項 <p style="text-align: right;">など</p>
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業者 ○障がい福祉サービス事業者 ○障がい者福祉関係団体 ○学識経験を有する者 ○その他の分野 <p style="text-align: right;">など</p>

第4章 円滑な推進に向けた方策

(1) 適正な障がい支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や認定審査会と連携して、障がいの状態や程度、所得状況等を適正に把握し、正確・公平な認定と、障がい者等のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2) 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障がい者等や家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者へ配慮した運用を図っていきます。

(3) 人材の育成・確保及びサービスの質の向上

県で計画されている施策と連動して、サービスの提供に直接必要な人材の確保・養成に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、県や関係機関が行っている研修参加促進を職員や事業所等へ促しながら、障がい福祉サービス等及び通所支援サービスの質の向上に努めます。

(4) 実施状況の点検と進行管理

この計画の推進にあたっては、自立支援協議会において、サービス見込量や事業の実施状況、施設から地域及び一般就労への移行状況について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、事業実施の見直しについての検討を進めます。